



福岡労基発 0615 第 1 号

令和 2 年 6 月 15 日

日本人材派遣協会九州地域協議会長 殿

福岡労働局労働基準部長



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 2 年 4 月 17 日に緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するため、職場において事業者、労働者が一体となって、事業の特性も踏まえつつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に適切に取り組んでいただくことについて、傘下団体に対し、周知等をお願いしたところです。

その後、5 月 14 日に福岡県が特別警戒都道府県から外れ、5 月 25 日には全ての県において緊急事態宣言が解除されましたが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中で「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスク着用」「手洗いのなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染防止策の継続など「新しい生活様式」を社会全体に定着させていく必要があるとなされたところです。

しかしながら、福岡県においては、先月下旬より北九州市において複数の新規感染者が報告される状況が続いており、より踏み込んだ感染防止対策が望まれるところです。

こうした状況にかんがみ、多くの関係団体では、5 月 4 日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」や、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から発出された「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」を踏まえた業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成等に取り組まれ、それぞれの地域の状況に応じて、これに即した取組が職場において実践されており、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいていると存じますが、傘下団体・企業又は構成組織に対し、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた取組の周知を改めてお願いします。

つきましては、別添 1 の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行

可能な感染拡大防止対策を検討いただきますように、併せて周知をお願いします。

一方で、一部の非正規労働者等が雇止めや解雇になる等の報道がなされ、労働環境の悪化が懸念されるところであり、一般労働条件の確保対策をはじめ多様な働き方の実現を目指す働き方改革の推進、セーフティネットである最低賃金の履行確保、労働者の健康や安全を確保するための対策、労災補償の迅速な給付など労働行政の諸施策がますます重要となっている状況です、労働行政の推進に一層のご協力をお願いします。

また、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用を維持した労働者に支払った休業手当の額に応じて支払われる雇用調整助成金など今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、別添2のとおり事業主の皆様を積極的に支援する施策も実施しておりますので、活用いただきますように、併せてお願いいたします。